

社 会 福 祉 法 人 錦 江 会
湯 之 里 園 運 営 規 程

第 1 章 基本方針

(基本方針)

- 第 1 条** 指定介護老人福祉施設湯之里園は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した生日常活を営むことができるようにすることを旨とする。
- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
 - 3 指定介護老人福祉施設湯之里園は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業者を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）他の介護保険施設及び保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 - 4 施設は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第 2 章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第 2 条** 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 88 条第 1 項の規定による老人福祉施設湯之里園に置くべき従業者の員数とする。
- 一 医師 嘱託 1 名以上
 - 二 生活相談員 常勤 1 名以上
 - 三 介護職員又は看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）常勤 3 名以上
 - イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とすること。
 - ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (1) 入所者の数が 50 を超えて 130 を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3 以上
 - (2) 入所者の数が 130 を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3 に、入所者の数が 130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上
 - 四 栄養士 1 以上
 - 五 機能訓練指導員 1 以上
 - 六 介護支援専門員 1（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）

(入所定員)

- 第 3 条** 当該事業所における指定介護老人福祉施設の利用定員は 88 名とする

第3章 設備に関する基準

(設備)

第4条 指定介護老人福祉施設湯之里園の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 居室の定員は、原則として4人以下
- ロ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上
経過措置として、旧館の1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とする
- ハ ブザー又はこれに代わる設備を設置

二 静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設ける

三 浴室

- イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
- ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置

四 洗面所

- イ 居室のある部屋ごとに設ける
- ロ 身体の不自由な者が使用するのに適したもの

五 便所

- イ 居室のある部屋ごとに居室に近接して設置
- ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの

六 医務室

- イ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所を設置
- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設定を設置

七 食堂及び機能訓練室

- イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- ロ 必要な備品を備えている。

八 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上。

- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではない。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第6条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確

かめなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、前項の被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(入退所)

第 7 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設湯之里園は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 8 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申請者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録の記載)

第 9 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(利用料等)

第 10 条 介護老人福祉施設利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、所得に応じ 1 割から 3 割の額となる。

(その他の費用)

第 11 条 その他利用者が負担すべき費用

- (1) 朝食 345円 昼食 600円 夕食 500円

(2) 居 住 費 (1日) 855円

※ 介護保険負担額認定別(1日)

・食費 1段階 0円 2段階 390円 3段階① 650円 3段階② 1,360円
4段階 1,445円

・居住費

多床室 1段階 0円 2.3段階 370円 4段階 855円

従来型個室 1段階 0円 2段階 420円 3段階 820円 4段階 1,171円

(3) 理美容代その他

(1)～(3)を徴収する場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用料等の受領)

第12条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、法定代理受領サービス(法第48条第5項の規定により施設介護サービス費(同条第1項に規定する施設介助サービス費をいう。以下同じ。)が入所者に代わり当該介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第2項第1号に規定する厚生労働省が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。)及び同項第2項に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。)の合計額(以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を排除して得られた額の支払いを受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設湯之里園は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

一 厚生労働省の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

二 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

三 理美容代

四 前3号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定介護老人福祉施設湯之里園は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その

他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第14条 指定介護老人福祉施設湯之里園の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当会議支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第15条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設湯之里園の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設湯之里園は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設湯之里園は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第16条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設湯之里園は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設湯之里園は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第 17 条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 18 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 19 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行なわなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行なわなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設湯之里園は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第 20 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練をおこなわなければならない。

(健康管理)

第 21 条 指定介護老人福祉施設湯之里園の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 13 条の健康手帳をいう。以下この項において同じ。）に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 22 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設湯之里園に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第 23 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意

見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第 24 条 指定介護老人福祉施設湯之里園の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設湯之里園の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第 25 条 指定介護老人福祉施設湯之里園の管理者は、当該指定介護老人福祉施設湯之里園の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園の管理者は、従業者はこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 26 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、次に掲げる施設の運営について重要事項に関する規程（以下「運営規定」という。）を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職務、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料金その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 27 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者に対し、適切な介護福祉サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護老人福祉施設湯之里園は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 28 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者定員及び居室の定員を越えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 29 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 30 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、当該指定介護老人福祉施設湯之里園において感染症が発生し、

又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 施設において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力病院等)

第 31 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第 32 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、当該指定介護老人福祉施設湯之里園の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第 33 条 本事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。

- 2 本事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

(個人情報保護)

第 34 条 本事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 35 条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一. 虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二. 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三. 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために、研修計画を定める。
 - 四. 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

(広告)

第 36 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、当該指定介護老人福祉施設湯之里園について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 37 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設湯之里園を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設湯之里園からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 38 条 本事業所は提供した指定介護老人福祉施設に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定介護老人福祉施設に関し、市町村が行う文書その他の物件提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 本事業所は、提供した指定介護老人福祉施設に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携等)

第 39 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 40 条 本事業所は、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 3 本事業所は、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(会計の区分)

第 41 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整理)

第 42 条 指定介護老人福祉施設湯之里園は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設湯之里園は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保持しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 43 条

1. 指定介護老人福祉施設湯之里園の会計は、他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日までの会計期間とする。
2. 指定介護老人福祉施設湯之里園の運営規程の概要、介護職員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 指定介護老人福祉施設湯之里園は、サービス提供を利用者に強要又は、サービス提供事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
4. 指定介護老人福祉施設湯之里園には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、サービス計画、サービスの提供に関する記録整備を完結の日から5ヶ年保存しなければならない。

- 附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。(実費負担額改正のため)
- この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- この規程は、令和3年8月1日から施行する。(第11条その他の費用)
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。(第1条4項、第4条1項口の経過措置、第30条3項を追加)
- この規程は、令和6年3月1日より施行する。(第35条虐待防止に関する事項の追加)